



370兆円

「経済財政運営と改革の基本方針」が発表されました。閣議決定は今月中旬とのことですが、政府が今後取り組むべき最重要課題と翌年の予算編成の方向性を示すもので、一般に「骨太の方針」と呼ばれるものです。この予算的な規模感が370兆円だそうです。・日本経済を「低成長・デフレ型」から成長型経済に転換する ・政府と民間が一体で投資し、産業の供給力と競争力を強化する ・経済安全保障（資源・半導体などの依存低減）も同時に強化 するという目的…要するに「**将来の稼ぐ力を作るために、重点分野へ大規模投資をする**」政策なのだそうです。

17項目

政府は成長のカギとなる産業を17分野に整理しています。①【先端技術・基盤】・AI、半導体 ・量子技術 ・情報通信 ・マテリアル（重要鉱物・素材）②【産業・インフラ】 ・造船 ・航空、宇宙 ・港湾ロジスティクス ・防衛産業 ・海洋 ③【社会課題・新産業】 ・バイオ（合成生物学） ・創薬、先端医療 ・フードテック ・コンテンツ産業 ・エネルギー・GX（脱炭素） ・フュージョンエネルギー（核融合） ・防災・国土強靱化 ・デジタル・サイバーセキュリティ 。これらの17項目について政府主導による投資を呼び水として、民間からの投資を促す、という方針のようです。「イイぞ頑張れ！」でよい内容なのでしょうが、17項目ってほとんど全産業では？とか、民間企業は政府に主導されなくても必要な研究には投資している（したい）のでは？という見方もあるようです。民間からの資金がどれくらいになるのかは不明ですが、もし低調なら政府の支出が増大し、財政が悪化する可能性もあるそうです。また、これまでの同種の政策の課題として、最終的な支出額、その効果についての評価が十分でなく、その責任の所在も不明瞭という問題も指摘されています。

31兆円

ちなみに消費税、全品目を0%にする場合、必要な財源は地方分も併せて31.4兆円だそうです。日本の医療費総額は年間46~48兆円、国と地方の公的教育費の総額は年間17~18兆円。稼ぐ力を増強するというのも大切ですが、非営利事業、や教育、医療、介護への支援とのバランスはどうか？ 民間の企業活動に対しての政府のサポートは、満遍なく中途半端となりそうな経費を使うことより、「設備投資」や「適正な競争」ができる環境を整備することの方が活性化につながるという意見もあります。昔「小さな政府」と言っていたように思いますが、それで良いのではないのでしょうか？

方針とは

それぞれの部署が、それぞれ独自に考え、独自の成果を得ようと、まじめにいろいろ考えても、結局現場のニーズと一致せず「仕事のための仕事が増える」ということはよくあることのように感じます。セクショナリズムに縛られることなく、全体の優先順位や方向性が統一されること。そのために、それぞれの部署が一体となって、同じ結果のための行動を、それぞれが分担すること。大きな組織になればなるほど難しいことだと思います。現政権には高い支持率を活かし、強いリーダーシップを発揮して、本当の意味で「骨太な」方針を貫いて頂きたいと願います。しかし、この問題って意外に身近なところにもたくさんありそうです。家庭内でも。家族のニーズを踏まえないままに必要以上に関与していたり...、職場の中にもありませんか？

サッカーは残念でした。でも圧倒的に強いブラジルと戦い、90分の間「可能性」を感じさせてもらった日本代表には感謝です。これからのさらなる活躍に期待し、お疲れ様でした！とお伝えしたいと思います。来年はラグビーのワールドカップ。10月からオーストラリアで開催されます。こちらも大いに応援したいと思います。梅雨らしい天候が続きます。蒸し暑い中ですが、事故もトラブルもなく、気持ちよく夏を迎えられるよう、今月もどうぞご安全に！（浅井）



ゆり

7月

(文月) JULY

20日・海の日

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	・

ワンポイント「環境性能割」の廃止

自動車税・軽自動車税の「環境性能割」は、自動車の取得時に燃費性能などに応じて課税される仕組みでしたが、米国の関税措置が国内の自動車産業に及ぼす影響を緩和することや、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減・簡素化する観点から、今年3月末をもって廃止されました。

7月の税務と労務

- 国 税 / 6月分源泉所得税の納付 7月10日
- 国 税 / 納期の特例を受けた源泉所得税（1月～6月分）の納付 7月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 7月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第1期分の納付 7月31日
- 国 税 / 5月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、11月決算法人の中間申告 7月31日
- 国 税 / 8月、11月、2月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 7月31日
- 地方税 / 固定資産税（都市計画税）第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務 / 社会保険の報酬月額算定基礎届 7月10日
- 労 務 / 労働保険料（概算・確定）申告書の提出、納付（全期・第1期分） 7月10日
- 労 務 / 障害者・高齢者雇用状況報告 7月15日
- 労 務 / 労働者死傷病報告（4月～6月分） 7月31日

2026年12月改正 内部通報制度とは



近年、不正会計や食品偽装、保険金の不正請求、セクハラ等の企業不祥事は、SNSや報道で瞬く間に拡散し、一瞬で社会的信頼を失墜させます。こうしたリスクを未然に防ぎ、早期是正によって企業と従業員を守る仕組みが「内部通報制度」です。不正を検知し是正できる体制は、投資家や顧客からの信頼・社会的信用の維持にも直結します。

今年12月に施行される改正公

益通報者保護法とともに、企業が対応を迫られる変更点や実効性のある制度の導入方法をみていきましょう。

◆◆◆改正の4つの主なポイント◆◆◆

◇◇◇(1) 体制整備の徹底と実効性の向上◇◇◇

公益通報者保護法に基づき、一定の要件を満たした通報を「公益通報」といいます。

2022年の改正法により、従業員数301名以上の企業において、内部通報の受付・調査・是正を主体的に行う「公益通報対応業務従事者」（以下、「従事者」）を指定する義務があります。今年12月1日施行の改正法では、従事者の指定義務に違反した事業者に対し、現行の指導・勧告等に加え、従わない場合の命令・命令違反時の刑事罰（30万円以下の罰金）などが新設されました。従業員300人以下の企業などでは、従事者の指定は努力義務とされています。

また、消費者庁等に立入検査権限が与えられ、検査拒否に対しても30万円以下の罰金が科さ

れます。さらに、公益通報対応体制を労働者等に周知することが法律上、明文化されます。

◇◇◇(2) 通報妨害及び通報者探索の禁止◇◇◇

「外部に通報しない」といった誓約書を書かせるなど、通報を妨げる行為が禁止されます。違反した合意は、法律上無効となります。公益通報をした可能性がある人に、したかどうかを聞くなど、正当な理由なく通報者を特定する行為も禁止です。

◇◇◇(3) 通報を理由とする解雇など不利益取扱いの抑止・救済の強化◇◇◇

通報後1年以内に解雇や懲戒がなされた場合、それは「通報を理由としたもの」と推定されます。これまで解雇や懲戒処分を受けても、通報に起因するものであると通報者に立証責任がありました。改正法では企業側に立証責任が転換されました。企業側が「通報とは無関係な正当な理由がある」と証明できない限り、法的に報復とみなされてしまいます。

また、公益通報を理由に解雇や懲戒を行った行為者に対する

刑事罰が新設され、6か月以下の拘禁刑または30万円以下の罰金が科されるほか、企業に対しては3000万円以下の罰金へと大幅に引き上げられます。

◇◇◇(4) 公益通報者の範囲拡大◇◇◇

これまで公益通報者保護法によって保護される通報者は、正社員、派遣社員、アルバイト、パートタイマーなど雇用形態に関わらず全ての「従業員」及び「役員」、「退職者（退職して1年内の従業員）」でしたが、事業者と業務委託関係にある（または終了後1年以内の）フリーランスが加わりました。これにより、通報を理由とした業務委託契約の解除やその他一切の不利益な取扱いが禁止されます。

◆◆◆公益通報対象の行為は？◆◆◆

刑事罰を伴う法令違反（約500以上の法律）が法律上の対象です。実務上はそれ以外にも網羅することが推奨されます。具体的には、食品表示、廃棄物、残業代未払などの消費者・環境・労働保護や贈収賄などの公正な競争、就業規則違反です。

新制度も追加！

設備投資に関する税制

令和8年度税制改正で、「特定生産性向上設備等投資促進税制」が創設されました。設備投資に関する優遇措置には、「中小企業投資促進税制」や「中小企業経営強化税制」など複数の制度がありますので、それぞれの特徴をみていきます。

I 特定生産性向上設備等投資促進税制

(1) 制度の概要

この制度は、「強い経済」を実現するため、企業が大胆な設備投資を行い、新たな付加価値の創出と生産性向上によって賃上げにつなげるために創設されました。

具体的には、産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、一定の資産の取得等をし、国内にあるその法人の事業の用(貸付用を除く)に供した場合には、事業供用した日を含む事業年度において特

別償却または税額控除のいずれかを選択することができます。

(2) 適用対象資産

この制度の対象となる資産は「特定機械装置等」です。

産業競争力強化法の改正法では、投資利益率15%以上、投資規模35億円(中小企業者等は5億円)以上などの要件を満たす設備等を「特定生産性向上設備等」と定義しています。

「特定機械装置等」は、生産等設備を構成する一定の規模以上の機械装置、工具、器具備品、建物、建物附属設備、構築物及びソフトウェアで、産業競争力強化法の改正法の施行日から令和11年3月31日までの間に経済

産業大臣の確認を受けた「特定生産性向上設備等」をいいます。

(3) 優遇措置

特別償却は、特定機械装置等について普通償却限度額との合計で、その取得価額までの特別償却(即時償却)をすることができます。

税額控除は、建物と建物附属設備及び構築物についてはその取得価額の4%、それ以外の特定機械装置等についてはその取得価額の7%を、法人税から控除することができます。税額控除は当期の法人税額の20%が上限となり、控除限度超過額については3年間の繰越しができません。

II 中小企業投資促進税制

(1) 制度の概要

この制度は、中小企業の設備投資を支援するための制度で、令和9年3月31日まで適用されます。制度の対象者は青色申告書を提出する中小企業者などで、期間内に新品の機械装置などの取得や製作をして、国内にある指定事業の用に供した場合

に、事業供用した日を含む事業年度において、特別償却または税額控除のいずれかを選択することができます。

中小企業者とは、資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人で一定のものと、資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が100人以下の法人で一定のものをいいます。ただし、3年間の所得金額の平均額が15億円を超える法人など、適用除外となる事業者があります。

(2) 適用対象資産

この制度の対象となる資産は次頁表のとおりです。機械装置については、コインランドリー業のうち主要な事業以外のもの、その管理のおおむね全部を他の者に委託するものは除かれます。

(3) 優遇措置

特別償却は、基準取得価額の30%相当額の特別償却限度額を普通償却限度額に加えた金額です。基準取得価額は、船舶については、その取得価額に75%を乗じた金額、その他の資産については取得価額をいいます。



税額控除は、基準取得価額の7%を法人税から控除することができます。ただし、当期の法人税額の20%が上限となり、控除限度超過額については1年間の繰越しができます。

Ⅲ 中小企業経営強化税制

(1) 制度の概要

この制度は、経営力向上を図る中小企業の設備投資を後押しするために、平成29年度税制改正で創設された制度です。

制度の対象者は、青色申告書を提出する中小企業者等のうち、中小企業等経営強化法の認定（特定認定）を受けた者です。令和9年3月31日までに特定認定に係る特定経営力向上計画に記載された新品の特定経営力向

上設備等の取得や製作などをし、国内にある指定事業の用に供した場合に、事業供用した日を含む事業年度において、特別償却または税額控除のいずれかを選択することができます。

(2) 適用対象資産

この制度の対象となる資産は下表のとおりです。ただし、コインランドリー業のうち主要な事業以外のもので、その管理のおおむね全部を他の者に委託するものと、暗号資産マイニングの用に供するものは除かれま

(3) 優遇措置

特別償却は、取得価額から普通償却限度額相当額を控除した金額を限度に償却をすることができます（即時償却）。ただし、一定の資産については、取得価額に一定の計算をして求めた基準取得価額が採られます。

税額控除は、取得価額（または基準取得価額）の7%または10%を法人税から控除することができます。ただし、当期の法人税額の20%が上限となり、控除限度超過額については1年間の繰越しができます。

表 設備投資に関する税制のまとめ

名称	対象	対象資産	措置内容 ^{*5}	税額控除の繰越し	備考
Ⅰ 特定生産性向上設備等投資促進税制	全法人	機械装置：1台又は1基の取得価額が160万円以上 工具・器具備品：それぞれ1台又は1基の取得価額が120万円以上 ^(※1) 建物：一の取得価額が1,000万円以上 建物附属設備・構築物：それぞれ一の取得価額が120万円以上 ^(※2) ソフトウェア：一の取得価額が70万円以上	即時償却 7%又は4% 税額控除	3年間	産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち投資計画に記載された設備で一定額以上のもの
Ⅱ 中小企業投資促進税制 (中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除)	中小企業者等	機械装置：1台又は1基の取得価額が160万円以上 測定工具・検査工具：1台又は1基の取得価額が120万円以上 ^(※3) ソフトウェア：一の取得価額が70万円以上 ^(※4) 車両運搬具・船舶：一定のもの	30%特別償却 ^(※6) 7%税額控除 ^(※7)	1年間	
Ⅲ 中小企業経営強化税制 (中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除)	中小企業者等	機械装置：1台又は1基の取得価額が160万円以上 工具・器具備品：それぞれ1台又は1基の取得価額が40万円以上 ソフトウェア：一の取得価額が70万円以上 建物附属設備：一の取得価額が60万円以上 建物・その附属設備：一の取得価額が1,000万円以上	即時償却 7%又は10% 税額控除 15%又は25% 特別償却 1%又は2% 税額控除	1年間	中小企業等経営強化法における特定経営力向上計画の認定を受けた特定事業者等

※1 それぞれ1台又は1基の取得価額が40万円以上、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む
 ※2 建物附属設備は、一の取得価額が60万円以上、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む
 ※3 1台又は1基の取得価額が40万円以上、かつ、一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む
 ※4 その事業年度において事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額が70万円以上のものを含む
 ※5 税額控除は、法人税額の20%相当額が上限
 ※6 船舶は取得価額に75%を乗じた金額
 ※7 個人事業主と資本金3,000万円以下の中小企業等が対象

確定拠出年金制度の改正

本年4月に、確定拠出年金に関する制度改正が行われ、企業の事務手続きと従業員の資産形成の両面における変更がありました。

制度を使いやすくする改正が主ですが、周知や手順の整備が不十分な場合、制度のメリットを享受できず、問い合わせ対応の増加や手続き漏れが起ることも考えられます。今回は、改正点を整理し、押さえておくべき実務対応を解説します。



一 制度概要

確定拠出年金制度は、拠出された掛金とその運用益との合計額をもとに、将来の給付額が決定する年金制度です。

掛金を事業主が拠出する企業型DC（企業型確定拠出年金）と、加入者自身が拠出するiDeCo（個人型確定拠出年金/イデコ）があり、それぞれ拠出限度額が設けられています。

運用上のポイントは、次のとおりです。

- ・ 運営管理機関（金融機関等）が選定・提示する運用商品の内容

中から、加入者等自身が商品を選んで運用します。

- ・ 運営管理機関は、3以上35以下の商品を選択肢として選定し、加入者等に提示します。
- ・ 加入者等は、複数の運用商品を選ぶこともでき、運用の途中で運用商品を変更することもできます。

確定拠出年金は、老後までの間の運用結果が将来の給付額に影響するため、個々の加入者が適切な資産運用を行うための情報や知識を有していることが重要です。そのため、確定拠出年金を実施している事業主は、加

入者等に対して必要かつ適切な「投資教育」を行わなければならないとされています。

二 改正概要

今回の改正により、次の見直しが行われました。

- 1 企業型DCにおける手続きの簡素化（簡易企業型年金（簡易型DC）の通常の企業型DCへの統合）
- 2 企業型DCの拠出限度額の拡充（マッチング拠出における加入者掛金の額の制限撤廃）
- 3 自動移換に関する事業主の説明時期の見直し
- 4 中小事業主掛金納付制度における届出の簡素化

- 1 企業型DCの手続き簡素化
中小企業における企業年金の活用状況を踏まえ、平成30年に中小企業向けに創設された簡易企業型年金（簡易型DC）において簡素化されていた手続き（一部の添付書類の省略）を通常の企業型DCに適用することとし、中小事業主を含めたすべて

の事業主が取り組みやすい設計に改善されました。

また、簡易型DCについては通常の企業型DCに統合されました。

- 2 企業型DCの拠出限度額の拡充

企業型DCには、会社が掛金を拠出する「事業主掛金」に加え、従業員が任意で上乗せ拠出できるマッチング拠出（加入者掛金）があります。

今回の改正では、加入者がそれぞれの状況に応じ拠出限度額の枠を十分に活用し、老後の資産所得の確保が可能となるよう、マッチング拠出にあつた「加入者掛金は事業主掛金を超えてはならない」という制限が撤廃されました。

これにより、会社の拠出額が小さい企業でも、従業員が自身の希望に応じて、制度が定める拠出限度額の範囲内で上乗せしやすくなります。

3 自動移換対策

企業型DCでは、退職や転職などで資格を喪失した後、6か月以内に加入者が必要な手続き（移換先の指定や運用指図など）

を行わないと、資産が自動的に国民年金基金連合会へ移換（自動移換）となり、本人が気づかないまま資産が長期間未運用のままになります。

自動移換されると、管理手数料の発生や、運用指図ができない（資産が増えない）など、退職者にとって不利益が生じるため、これを未然に防ぐことがこの改正の目的です。

具体的には、事業主が行う説明義務について、これまで「資格を喪失したとき又は企業型DCを終了したとき」に説明する取扱いでしたが、「資格喪失が見込まれるとき又は企業型DCを終了しようとするとき」に改められました。つまり、退職等が確定した後ではなく、見込み段階で前倒しして説明することとされました。

退職後は、本人の関心が「転職・失業給付・生活手続」に移りやすく、企業型DCの手続は後回しになりがちです。会社側も、退職日以降は連絡が取りづらくになります。

その結果、本人に不利益（手続の遅れ、放置、管理上の問題）

が生じるだけでなく、企業側も問い合わせ対応や追加連絡が増えます。説明の前倒しは、退職手続が動いている段階で確実に伝え、手続漏れを減らすための実務対応として取り組んでいくとよいでしょう。

対応例としては、退職手続の一連の流れ（退職面談、手続案内、最終出勤前後）に、企業型DCの説明を組み込むことが考えられます。

- ・ 退職日が決まった段階で、退職日が決まった段階で、
- ・ 資産をどうするか（移換・引継ぎの必要があること）
- ・ 期限・窓口（何をいつまでに、どこへ）
- ・ 自動移換のリスク（放置しないこと）

といったことを伝えられるように準備しておきます。また、説明を実施したときは、その記録を残しておきましょう。

退職予定者に対して交付する文書があるときは、喪失後の手続きとして書き添えておくことも有効です。

〈文例〉

「企業型DCに加入されている方は、資産の移換手続が必要

です。お手続がない場合、自動移換となり不利益が生ずる可能性がありますので、案内資料をご確認のうえ期限までにお手続ください。」

4 中小事業主掛金納付制度における届出の簡素化

中小事業主掛金納付制度（iDeCo+ / イデコプラス）は、中小企業等が、従業員のiDeCoに対して事業主掛金を上乘せ拠出できる制度です。

企業型DCを導入していない企業でも「資産形成支援」を始めやすい選択肢として活用されています。

今回の改正では、制度を実施する事業主が掛金拠出の開始・変更等を行う際の届出について、これまで必要だった厚生労働大臣と国民年金基金連合会（国基連）への二重届出を見直し、届出先を国基連のみとしました。国基連が厚生労働大臣へ写しを送付する取扱いとなり、事業主側の事務負担が軽減されています。

三 今後の改正内容

確定拠出年金制度は段階的に

改正が行われ、次は本年12月にも改正が予定されています。概要は次のとおりです。

(1) iDeCoの加入可能年齢の引上げ

国民年金被保険者以外の者であっても、60歳以上70歳未満のiDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者であつて、次の①～③のいずれかに該当する高齢基礎年金などを受給していない者にiDeCoの加入・継続拠出が認められるようになります。

- ① iDeCo加入者
- ② iDeCo運用指図者
- ③ 企業年金からiDeCoに資産を移換する者

(※) 経過措置として、施行日から3年を経過する日までの間は、①～③に該当しない60歳以上70歳未満の者であっても加入が可能です。

- (2) 拠出限度額の引上げ
老後に向けた資産形成を促進する観点から、iDeCo・企業型DC・国民年金基金の拠出限度額が引き上げられる予定です。

3日坊主を防ぐには

今年も半年が過ぎましたが、年始に立てた決意はどこへやら…3日坊主でやめてしまった方も多いのではないのでしょうか。

3日坊主は意志の弱さや根性がないわけではありません。脳は変化を嫌う性質を持っています。脳はエネルギーの消費を抑えようとする傾向があり、新しい習慣を無意識にやめようとします。繰り返し同じ行動をとることで当たり前のことと感じる「馴化(じゅんか)」という現象が起きれば習慣になります。つまり、3日坊主を防ぐには「習慣化」がポイントです。

習慣化に有効とされるのは、

- ① **小さな一歩から**：2時間勉強するのではなく5分間だけ勉強するなど、現実離れしていない実現化の可能な目標にする
- ② **見える化する**：スマホアプリなどを活用し運動量、心拍数など客観的に数値を計測することで成功体験を積み重ねる

- ③ **仲間を作る**：SNSなどで同じ目標を持つ仲間を見つけて成果を報告、褒めあう
- ④ **つなげる**：すでに習慣化している行動に紐づける。お風呂の後5分間ストレッチをする、スマホを開いたらまず英単語アプリを開くなど、自然にできている行動に新しい行動を組み込む事が重要
- ⑤ **継続する環境を整える**：トレーニングウェアをすぐ着られる場所に置く、教材を目につく場所に置くなど行動を促す環境を作る。逆に、ダイエットならお菓子の棚に手が伸びないよう戸棚に入れるなど、行動を妨げ、誘惑を断ち切る環境を工夫する

心理学者フィリップ・ラリーらによる研究では、習慣化できるまでの平均日数は約66日といわれています。また、1日途切れても習慣化に影響はないことがわかっています。脳は変化より現状維持を好み、繰り返し同じ行動をとることで面倒を当たり前と感じる現象が起きれば、習慣になるといいます。まずは66日間続けてみましょう！

大腸がん

厚生労働省の「人口動態統計」(2024年)によれば、同年の大腸がんによる死亡者数は5万4,416人で、近年患者数が急増しています。元来、大腸がんは欧米人に多い疾患でした。ところが、ここ40年の間に日本では2~3倍に急増したのです。増加の背景は食生活の欧米化です。

がんの発症は、免疫力を高める生活習慣で防げることがわかってきました。毎日、腸の中に何を入れるか、つまり食事が重要なのです。食事に占める超加工食品の割合が増加したことで腸内環境が悪化し、腸内で炎症が起こります。細胞ががん化して固形がんになるには10年以上の時間があり、自分の免疫細胞ががん細胞を死滅させる時間がたっぷりあります。サプリメントが溢れていますが、がんになる確率を下げてくれるのは食材だけのようです。ウコン、ニンニク、クルミ、ブロッコリーは、がんになるリスクを下げる研究結果が発表されています。

寿司予報

日本近海の海水温は過去10年で約1.33度上昇しました。2100年頃にはさらに3度以上も上昇する予測もあります。魚は水温が1度でも上昇すると、生態に大きな影響が出るとされています。京都大学発のスタートアップ「リージョナルフィッシュ株式会社」は、この海水温の上昇が魚に与える影響を「寿司予報」としてWEB上で公開

しています。人気の寿司ネタが将来も入手できるか天気予報方式で表示しており、ネギトロは晴れ(安定)、サーモンは曇り(先行き不透明)、イカは雨(入手困難)予報です。一方、これまで南の島でしか獲れなかった熱帯性の魚が、寿司ネタの主流になるかもしれません。おしい寿司ネタを残すため、同社では高温耐性品種の改良などユニークな取り組みを行っています。